

第 4 号

令和 6 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度熊本県電気事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和 7 年度 ～令和 9 年度	千円 25,867
	年次別内訳	
	令和 7 年度	10,222
	令和 8 年度	9,362
	令和 9 年度	6,283

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊本県知事 木 村 敬